

文化力による京都活性化に関する基本指針「総論部分の検討たたき台」(素案)

はじめに

平成17年10月、京都府文化力による京都活性化推進条例(平成17年京都府条例第40号)(以下「条例」という。)が施行された。

この基本指針は、条例第7条の規定に基づき、国民文化祭が開催される平成23年までの概ね5年間を見通し、文化力による京都活性化に向けた施策の総合的な推進を図るために定める。

第1 文化力による京都の活性化の基本的方向

1. 京都の文化力とは

大別すると、文化には、次のような力、文化力があるとされている。

芸術をはじめとする文化自体が有する価値によって、心・精神を揺り動かし、生きる喜び・充実感、やすらぎなどをもたらす力

人々の心を結びつけ、相互に理解・尊重する土壌を形成したり、産業と密接に結びつくことによって、より高い付加価値を生み出す創造力の源泉となるなど、地域社会、経済社会を活性化する力

人の感覚に訴え、心情を強く捉えることにより、人や集団を惹きつけ行動させる力

こうした文化力の内、伝統文化をはじめとする多様な京都の文化には、次のような力が蓄えられている。

豊かな人間性の涵養

すばらしい文化に触れると、人は楽しさや感動、精神的な安らぎを覚えるとともに、感性が刺激され、創造力がかきたてられる。このように、文化は人を元気にするとともに、他者に共感する心を通じて相手を尊重する気持ちを育むなど、豊かな感受性や人間性を涵養する。

京都では、生活の中から芽生え、府民の自発的、自由な発想に基づく文化の活動により、優れた人間性が豊かに形成される環境が築き上げられてきた。

京都の文化には、こうした環境のもと、次代を担う子ども・青少年(以下、「次世代」という。)の豊かな人間性を涵養する力が蓄えられている。

心豊かな地域社会の実現

ふるさとの伝統的な祭事、美しい自然や町並みなどは、ふるさとに対する誇りや愛着を深め、住民共通の「よりどころ」となって、人と人を結びつけ、相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するなど、心豊かな地域社会を実現する基盤となる。

京都では、各地域において、人や地域の絆を強める上で大きな役割を果たす、

重層的に受け継がれてきた有形・無形の文化資源が今も豊かに息づいている。

京都の文化には、こうした多彩で個性的な文化資源を介した活発な活動を通じて、心豊かな地域社会を実現する力が蓄えられている。

より質の高い経済活動の実現

デザインやものづくりの技術は、製品の付加価値を高め、購入意欲を刺激する。また、映画や音楽などの余暇関連産業は、今後一層の成長が期待されている。今日の社会においては、経済と文化は車の両輪のように作用し合うことにより、社会に活力をもたらすものとされており、文化の持つ創造性は経済の発展に欠かせない。

京都では、文化が産業と密接に結びつくことにより、製品の付加価値が高められ、それが新たな文化の創造に結びつくといった好循環のもとに、文化の発展と伝統産業や先端産業をはじめとする多彩な産業の振興が図られてきた。

京都の文化には、学問、技術、多彩な意匠などを活用した活発な創造活動を通じて、より質の高い経済活動を実現する力が蓄えられている。

人類の真の発展への貢献

生命科学（クローン技術など）の発達により、人類の倫理観や価値観にかかわる問題も生じつつある。また、情報通信技術の発達は、私たちに多大な恩恵をもたらす一方で、情報過多や実体験不足などのマイナス的側面も指摘されている。

京都では、「もてなし」、「しつらい」といった相手を気遣う気持ちを大切し、また、自然との共存・調和を図ろうとする精神性豊かな文化が育まれてきた。

京都の文化には、人間尊重の価値観や倫理観を大切にすることを通じて、科学技術の発達が人類の真の発展に貢献するものとなるよう、支える力が蓄えられている。

文化による国際交流を通じた相互理解の促進

世界の異なる文化間の交流を通じ、他の文化を理解・尊重する気運が醸成され、ひいては、国際協調と世界平和の礎が構築されていく。

京都では、長い歴史の中で、海外の文化を受け入れながら独自の文化様式を形成するなど、多様な価値観に対する寛容や異なる文化を尊重する文化を育んできた。

京都の文化には、こうした京都の文化の発信や文化を介した国際交流を通じて、異なる価値観を有する人々と共生し、相互理解を促進する力が蓄えられている。

2. 文化力による京都の活性化の推進にあたっての基本理念

文化力による京都の活性化の推進にあたっては、京都の文化力が最大限そのパワーを発揮することができるよう、条例第1条に掲げられた次の7つの基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

(1) 府民が、等しく、文化に親しみ、参加、創造できる環境の下での文化活動の活発化

府民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るとともに、府民の自主的・主体的な文化活動が活発に行われるよう、施策を推進する。

(2) 京都の文化の継承、発展と文化を大切にする気運の醸成

府民一人ひとりが、京都の文化の担い手としての自覚の下に、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、次世代が京都の文化のすばらしさ、奥深さなどを実感することができるよう努めるなど、文化を重視した生き方を実践することにより、京都の文化の継承、発展に努め、かつ、社会全体で文化を大切にすゝる気運の醸成が図られるよう、施策を推進する。

(3) 魅力ある文化が息づく地域社会の実現

各地域における多彩な文化資源を生かした活動の活性化等を通じて、地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会が実現されるよう、施策を推進する。

(4) 豊富な知的資産を活用した活動が活発に行われる創造性豊かな社会の実現

文化活動により生み出される多様な創作物（以下「文化的創作物」という。）を創造する者に対する支援等を通じて、学問、技術、意匠等の京都の豊富な知的資産を活用した活動が活発に行われる環境を整備することにより、創造性豊かな社会が実現されるよう、施策を推進する。

(5) 基礎的な学問、研究等の振興への配慮

効率性や合理性、経済性だけでは図ることができない多様な文化が、長期的には、京都の文化の多様性を維持し、将来の社会の発展を支えるものであることを踏まえ、基礎的な学問、研究等の振興に十分配慮する。

(6) 人間尊重の価値観を涵養する文化の役割への配慮

科学技術の発達をはじめとする社会の発展が、真に心豊かな府民生活の実現に寄与するものとなるよう、文化を介して人と人が直接触れあう機会を提供し、人間尊重の価値観や倫理観を涵養する文化の役割に十分配慮する。

(7) 基本法の趣旨を踏まえた多様な文化の振興

京都の文化力は、長い年月をかけて築き上げられ、高められてきた京都の文化の中核をなす文化芸術の中に最も豊かに蓄えられており、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の趣旨を十分踏まえ、かつ、長期的な視点に立って、芸術をはじめとする多様な文化の振興を図る。

3 . 府の役割等

この指針の計画期間満了年の平成 23 年に、

- ・多くの人が、京都の『ほんまもん』の文化に触れ、親しみ、日本の文化がさらに深まるような「舞台」
- ・次世代が京都の文化を継承し、新たな文化創造につなげる人材として育まれるような「機会」

を提供することを主な目的として、「国民文化祭」を京都で開催する。

「国民文化祭」が一過性の取組に終わることのないよう、この祭典の成功を見据え、文化力による京都の活性化を総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。そのためには、府民、文化活動を行う者（NPOを含む。）事業者、大学等の教育研究機関が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むとともに、市町村、「関西元気文化圏」を推進している関西府県をはじめとする都道府県、国等とも幅広いネットワークを形成することが重要である。

(1) 府の責務

(2) 府民の役割

(3) 文化活動を行う者の役割

(4) 大学等教育研究機関の役割

(5) 事業者の役割

第2 文化力の向上に向けた基本的施策

- 1 . 京都の文化の継承、発展及び創造のための施策
- 2 . 文化的創作物を創造する者に対する支援
- ・
- 3 . 歴史的又は文化的な景観の保全等
- 4 . 地域における文化の振興等
- 5 . 学校教育・社会教育における文化活動の充実
- 6 . 次世代の文化活動の充実等

第3 文化力の発揮に向けた基本的施策

- 1 . 知的資産の活用
- 2 . 文化的創作物の創造による活性化
- 3 . 文化資源の観光資源としての活用

第4 推進体制